（前のページより続き）

地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　一三
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○厚生労働省令第八十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第四十四条第四項、第四十九条及び第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信